

広島市こども・若者計画（仮称）

【素 案】

概 要 版

令和6年12月

広島市

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、こども・子育て支援に関する施策を体系化した「広島市こども・子育て支援事業計画」を策定し、おおむね 18 歳未満のこどもや子育て家庭等を対象として、「すべてのこどもの現在と将来を社会全体で支える、こどもと子育てに優しいまち“ひろしま”の実現」を目指しています。

その実現に向けては、こどもの養育に第一義的責任を有する保護者が子育てに伴う喜びを実感できるようにするとともに、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにする必要があります。そのためには、社会のあらゆる主体が連携・協働し、子育て家庭を支援していくことが重要です。

また、ヤングケアラーやこどもの貧困、児童虐待など子育て家庭で生じている問題の背景には、家族の疾病や障害、介護など様々な要因が複合的に重なり合っており、多様な支援機関の連携・協働によるきめ細かな支援が必要となっています。これらの問題の多くは、表面化することなく家庭内で進行している可能性もあることから、プッシュ型・アウトリーチ型の支援などにより、問題を抱えている家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援に確実につなげていく必要があります。

さらに、成年年齢を迎えた 18 歳以上の若者の中には、進路や就労、人間関係等に悩みや不安を抱え自立に向けて困難に直面している者がいることから、若者が自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、そして、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、安心してこどもを産み育てていくことができるよう、年齢によって途切れることなく支援を行い、貧困や児童虐待など子育て家庭で生じている問題の連鎖を防ぐ必要があります。

こうしたことから、次期「広島市こども・子育て支援事業計画」の策定に当たっては、前計画における理念や施策等を基本とした上で、こどもだけでなく若者が抱える課題への支援も盛り込んだ計画として策定し、計画の名称を「広島市こども・若者計画（仮称）」（以下「本計画」といいます。）とします。

2 計画の位置付け

本計画は、関係法等が要請する趣旨に沿って、以下のとおり位置付けます。

- ◇ 「広島市基本計画」の部門計画
- ◇ 「広島市地域共生社会実現計画」の理念に基づく福祉分野の個別計画
- ◇ 「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ◇ 「こども基本法」に基づく市町村こども計画 など

3 計画の対象

本計画は、全てのこども及び若者、こどもを育て又は育てようとする家庭、地域住民、地域団体、事業者、行政など、市内の全ての個人及び団体を対象とします。

本計画において、「こども」は、心身の発達の過程にある者をいいます。

なお、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満までを対象とする場合には、「若者」を用いています。

4 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

5 計画の推進

1 推進体制

(1) 関係部局との連携による総合的な施策の推進

こども未来局を中心に、関係部局との緊密な連絡調整や情報共有を行い、施策分野や組織をまたいで連携・協力して総合的に施策を推進します。

(2) 社会のあらゆる主体の連携・協働による施策の推進

社会を構成するあらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して施策を推進します。その際、地域においては、地区社会福祉協議会や町内会・自治会、広島型地域運営組織「ひろしまLMO(エルモ)」など多様な主体がこども・子育て支援を我が事として認識し、参画できる環境づくりを促進します。

(3) 広島広域都市圏構成市町や広島県等との連携・協力による施策の推進

広島広域都市圏を構成する市町と連携して施策の充実に取り組むとともに、広島県を始めとする関係機関や関係団体等と協力しながら施策を推進します。

2 点検、進行管理及び見直し

毎年度、現状の分析及びニーズの把握等を行います。また、「広島市こども・子育て会議」に進捗状況等を報告し評価や意見を求めるとともに、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

II こども・若者や子育て家庭を取り巻く現状と今後の課題

核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、家庭を基本として行われるこどもの養育をめぐる環境が変化し、子育て家庭の多くが負担感や孤立感を感じながら不安や悩みを抱えており、そうした家庭の中には、悩みや困りごとを抱えながらも、どこにも相談できずに、支援制度があっても知ることができないまま適切な支援策につなげていない子育て家庭が存在しています。

こうした中、児童虐待の相談・通告件数が過去最多を更新し、いじめの認知件数や不登校の児童生徒数は高い水準で推移しています。また、相対的な貧困家庭やひとり親家庭では、こどもの学習面や保護者の精神面など様々な課題が存在しています。さらに、ヤングケアラーや、ひきこもり状態にあるなど自立に困難を抱える若者なども顕在化しています。

これらの課題等に適切に対応していくためには、妊娠・出産支援と母子の健康の増進を始め、こども・若者の居場所の確保、子育て家庭の経済的負担の軽減、身近で多様な相談支援の充実などにより、「こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援」を充実させていく必要があります。

また、児童虐待防止対策の推進や、障害のあるこども・若者に対する支援、いじめ・不登校等対策の推進、ヤングケアラー等への支援、こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進などにより、「社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援」も充実させていく必要があります。

こうした支援に当たっては、こども・若者、子育て家庭に支援制度の周知を積極的に図るとともに、問題を抱えているこども・若者や子育て家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援策に確実につなげていくことが重要です。

さらに、子育て家庭、地域住民、地域団体、事業者、行政など、市内の全ての個人・団体が連携・協働して子育て支援を行う環境をつくっていくことが重要であり、地域共生社会の実現に向けた取組の推進や、子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備、こども・若者の意見をいかした取組の推進などにより、「地域のあらゆる主体による子育て支援」を充実させていく必要があります。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 本市が目指すべき姿

1 基本理念

すべてのこども・若者の^{いま}現在と^{みらい}将来を社会全体で支える、
こども・若者と子育てに優しいまち“ひろしま”の実現

2 指標（数値目標）

(1) 「こども支援に関する目標」

普段の生活の中で幸せな気持ちになることがある“こども”の割合
小学生 基準値（令和6年度）92.3% ⇒ 目標値（令和11年度）94.7%
中学生 基準値（令和6年度）90.2% ⇒ 目標値（令和11年度）93.9%

(2) 「若者支援に関する目標」

広島市は暮らしやすいまちだと思う“若者”（18歳～29歳）の割合
基準値（令和6年度）86.0% ⇒ 目標値（令和11年度）93.0%

社会生活や日常生活の中で困難さを感じている“若者”（18歳～29歳）の割合
（※ 令和7年度に調査を実施した上で基準値と目標値を設定）

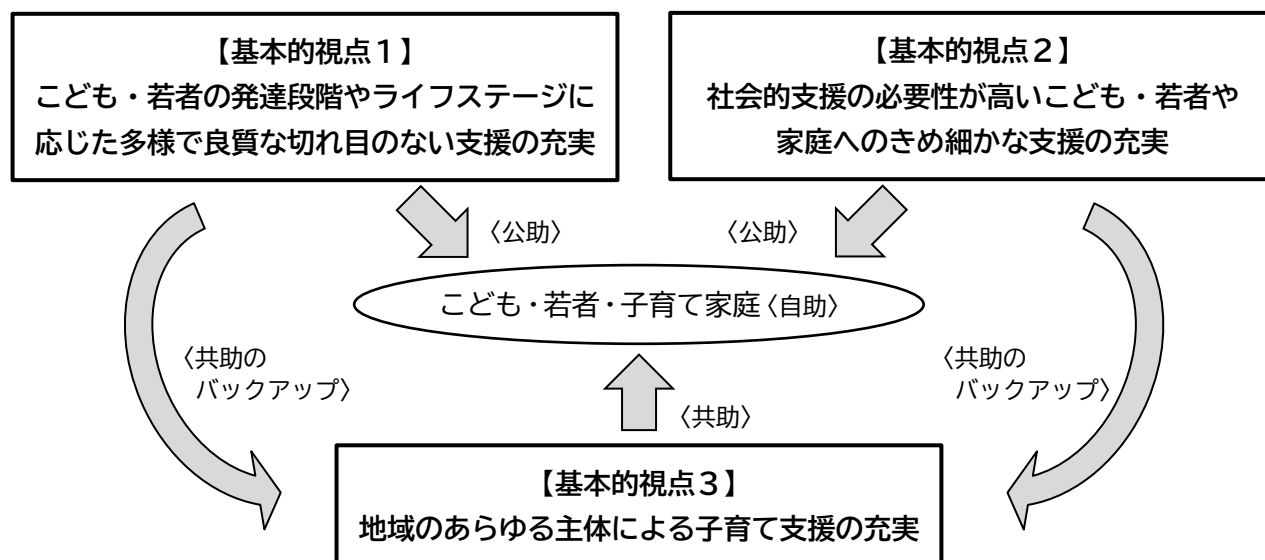
(3) 「子育て支援に関する目標」

広島市は子育てしやすいまちだと思う“市民”の割合
基準値（令和6年度）37.9% ⇒ 目標値（令和11年度）67.9%

広島市は子育てしやすいまちだと思う“子育て世帯”（こどもがいる20代～50代の世帯）の割合
基準値（令和6年度）41.2% ⇒ 目標値（令和11年度）70.5%

2 基本理念に沿った支援を実現するための基本的視点

基本理念に沿ったこども・若者・子育て支援を実現するため、本計画では以下の三つの基本的視点を掲げ総合的に施策を展開します。



IV 施策展開

※1 【 】内は、資料「1－2」における掲載ページを表します。

※2 令和7年度新規・拡充事業は未掲載です。

基本的視点1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実

重点施策	主な施策展開	主な事業・取組
(1)妊娠・出産支援と母子の健康の増進 【P. 26】	①母体や子育てに関する情報提供・相談	ひろしま子育て応援アプリの配信、地域子育て支援センターの運営、パパとママの育児教室 など
	②妊娠・出産に係る支援の推進	妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート事業）、妊娠・出産包括支援事業（産後ケア事業） など
	③妊産婦・乳幼児の健康管理の推進	妊婦一般健康診査、産婦健康診査、1 か月児・4 か月児・1 歳6 か月児・3 歳児健康診査、5 歳児発達相談 など
	④小児救急医療体制の維持・確保	小児救急医療体制の確保、広島市民病院での総合周産期母子医療センターの運営 など
(2)乳幼児期の教育・保育の総合的な推進 【P. 30】	①保育園等入園待機児童ゼロの継続	保育サービス相談事業、保育士合同就職説明会の開催、私立保育園等 ICT 化推進事業、保育士等処遇改善事業 など
	②幼児教育・保育の充実	保育園等職員の資質向上、預かり保育、病児・病後児保育、障害児保育、育児休業に係る保育支援、幼保小連携の推進など
	③私立保育園・認定こども園・幼稚園等への支援	私立保育園等の運営基盤の強化、私立保育園休日保育事業補助、民間保育園等整備補助、私立幼稚園振興事業補助 など
(3)個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進 【P. 34】	①確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進	学力向上の推進、少人数教育の推進、道徳教育の推進、生徒指導体制の強化・充実、体力向上の推進、保健教育の推進など
	②多様な教育の推進	こどもたちの平和学習推進事業、特別支援教育の充実、医療的ケアの実施、学校における人権教育の推進 など
	③教育環境の充実	教職員配置の充実、教職員研修の実施、コミュニティ・スクールの推進、学校施設の老朽化対策、働き方改革推進プランの推進 など
(4)こども・若者の居場所の確保 【P. 39】	①居場所の確保	放課後児童クラブの運営、民間放課後児童クラブ運営費等補助、少年サポートルームの運営、ひとり親家庭等居場所づくり事業など
	②様々な遊び・活動ができる環境の確保	児童館の整備、公園・緑地整備、青少年センターの運営、冒険遊び場（プレーパーク）事業 など
(5)こども・若者の健全な心身の育成と社会性のかん養 【P. 42】	①思春期保健等の推進	思春期保健対策事業、学校における飲酒・喫煙防止教育の推進、薬物乱用防止事業、若者世代のための食育啓発活動 など
	②非行防止対策等の推進	少年相談・立ち直り支援の実施、ネットパトロールの実施、非行防止地域巡回事業 など
	③こども・若者の主体性や自立性、社会性を育む機会の充実	社会教育施設や文化・スポーツ関係施設におけるこどもに関する事業、青少年支援メンター制度の推進、消費者教育の推進 など
(6)身近で多様な相談支援の充実 【P. 48】	①こどもの養育に関する相談支援の充実	こども家庭センターの運営、こんには赤ちゃん事業、家庭訪問指導、オープンスペースの運営等、こども誰でも通園制度 など
	②こども・若者への相談支援の強化	こども虐待夜間・休日電話相談事業、ひきこもり相談支援センターの運営、消費生活相談 など
(7)子育て家庭の経済的負担の軽減 【P. 51】	①保育料、教育費等の負担軽減	児童手当・児童扶養手当の支給、保育料・副食費の軽減・減免、就学援助、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化 など
	②医療費の負担軽減	こども医療費補助、小児慢性特定疾病医療費助成、母子の健康診査等に係る費用助成、低所得妊婦への初回産科受診料支援 など

基本的視点2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実

重点施策	主な施策展開	主な事業・取組
(1)児童虐待防止対策の推進 【P. 54】	①虐待の予防と早期発見・早期対応	オレンジリボンキャンペーン、子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業、虐待通告に対するこどもの安全確認 など
	②虐待を受けたこども等への支援の充実	一時保護の実施、一時保護委託強化事業、専門職員による支援、一時保護所における学習支援、臨床心理士による家族支援 など
	③児童相談所の支援体制の充実	専門知識を有する職員（児童福祉司・児童心理司等）の配置の充実、警察等との連携の推進、関係機関の情報共有の強化 など
(2)社会的養育の充実・強化 【P. 58】	①里親・施設等による養育支援の充実	里親委託、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童養護施設等児童福祉施設入所措置、意見表明等支援事業など
	②施設退所後のこども・若者等への自立支援の充実	社会的養護自立支援拠点事業、児童自立生活援助事業、身元保証人確保対策事業 など
(3)障害のあるこども・若者への支援 【P. 61】	①きめ細かな発達支援の充実	児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児の長期休暇支援事業、保育所等訪問支援、こども療育センター等における療育など
	②相談支援・生活支援の充実	障害児等療育支援事業、各種相談員による相談支援、各種手当の支給、短期入所、医療的ケア児在宅レスパイト事業 など
	③発達障害があるこども・若者への支援の充実	要観察児・保護者への支援、ペアレントトレーニング研修の実施、発達障害者生活自立訓練の実施、発達障害者家族の集いの開催など
	④特別支援教育の充実	特別支援教育の充実、広島特別支援学校における教育の充実、私立幼稚園特別支援教育研究事業 など
	⑤総合的な就労支援の充実	知的障害児(者)の就労前職場体験事業補助、特別支援学校高等部の職業教育の充実
	⑥障害者差別の解消と理解・交流の促進	研修・啓発等の取組、相談体制の充実、「みんなのお店ひろしま」宣言事業、ヘルプマークの普及促進 など
(4)いじめ・不登校等対策の推進 【P. 68】	①いじめに関する総合対策の推進	道徳教育の推進、MLB教育の実施、生徒指導体制の強化・充実、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の開催 など
	②不登校等対策の推進	ふれあいひろば・ふれあい教室の運営、ひきこもりがちな青少年への支援事業、自殺(自死)対策推進センターの運営 など
(5)ヤングケアラー等への支援 【P. 71】	①ヤングケアラーへの理解促進と早期把握	市民向け広報の実施、市立学校におけるアンケート調査の実施、相談窓口等での把握
	②相談・支援体制の充実	こども家庭センター・青少年総合相談センターの運営、学校内での相談支援体制の強化、関係機関の情報共有 など
(6)こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進 【P. 73】	①教育の支援の充実	生活困窮世帯学習支援事業、就学援助、市立高等学校の授業料等の減免、被保護者世帯の進学・就職準備給付金の支給 など
	②生活の安定に資するための支援の充実	生活困窮者自立相談支援事業、子育て世帯訪問支援事業、市営住宅入居抽選時の優遇措置 など
	③職業生活の安定と向上に資するための就労の支援の充実	被保護者就労支援事業、就労支援窓口の設置によるハローワークとの一体的な支援、子育て短期支援事業 など
	④経済的支援の充実	児童手当・児童扶養手当の支給、保育料・副食費の軽減・減免、保育園等入園世帯への教材購入費等補助 など

(7)ひとり親家庭への支援 【P. 78】	①自立に向けた就業支援の充実	母子家庭等就業支援事業、高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業など
	②子育て・生活支援の充実	相談支援事業、日常生活支援事業、生活支援講習会、学習支援事業、居場所づくり事業 など
	③経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費補助、水道料金・下水道使用料の減免、養育費確保サポート事業 など
(8)外国にルーツを持つこども・若者及びその保護者への支援 【P. 81】	①こどもへの教育・保育の充実	保育園等におけるこどもへの支援の充実、就学案内の実施、帰国・外国人児童生徒に対する教育の推進
	②保護者・若者への生活支援の充実	外国人市民向け生活情報提供事業、外国人市民の総合相談窓口事業、外国人市民の日本語能力向上支援事業 など

基本的視点3 地域のあらゆる主体による子育て支援の充実

重点施策	主な施策展開	主な事業・取組
(1)地域共生社会の実現に向けた取組の推進 【P. 83】	①地域における多様な交流機会の提供	常設オープンスペースの運営、地域の子育てオープンスペースの運営支援、きんさい！みんなの保育園事業（園庭開放）など
	②包括的な相談支援体制の整備	保健師地区担当制の推進、民生委員・児童委員による支援、相談支援包括化推進員の配置 など
	③こどもを生み育てやすい環境整備の推進	公共施設等のバリアフリー設備に関する情報提供、三世帯同居・近居支援事業、住宅団地における住替え促進事業 など
	④こどもと子育てに関する理解の促進	児童福祉月間、公民館学習会・子育て支援事業、男女共同参画啓発リーフレットの作成 など
	⑤父親の主体的な子育ての促進	男性向け家庭生活・地域活動への参画啓発用リーフレットの作成、パパとママの育児教室、はじめての子育て応援事業 など
	⑥こどもの権利の啓発	こども・若者の意見表明に向けた意識啓発、人権啓発事業、児童虐待防止の取組、性的マイノリティに対する理解の促進 など
(2)子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備 【P. 88】	①多様な就業ニーズを踏まえた就労支援の充実	女性の就労支援相談の実施、女性の就労支援に関する講座の開催
	②多様な働き方ができる就労環境整備の促進	働く女性・若者のための就労環境整備の推進、男女共同参画推進事業者表彰、事業所内保育施設の設置に関する指導・助言 など
(3)安全・安心なまちづくりの推進 【P. 90】	①地域ぐるみでこどもの安全を守るまちづくりの推進	「減らそう犯罪」推進事業、こどもの見守り活動の促進、地域安全活動事業の促進、地域防犯カメラ設置補助事業 など
	②防災意識の向上に向けた取組の推進	危機管理マニュアルの整備、避難訓練の実施、防災教育の実施、保育士・教職員等への研修会の開催
	③交通安全対策の推進	交通安全教室の開催、中・高校生に対する自転車教本の作成、自転車運転免許制度の実施、安全・安心な通学路等の整備など
(4)こども・若者の意見をいかした取組の推進 【P. 93】	①こども・若者の意見をいかした取組の推進	多様な方法によるこども・若者への意見聴取の推進、こども・若者の意見表明に向けた意識啓発 など

V 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(需要)と確保方策(供給)

※【 】内は、「資料1-2」における掲載ページを表します。

① 教育・保育の量の見込み(需要)及び確保方策(供給)【P.96】

(単位:人)

区分		提供区域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	必要利用定員総数 (量の見込み)	全市 単位	9,124	8,675	8,291	7,940	7,603
	確保方策 (施設型給付を受けない 幼稚園を含む。)		(17,315)	(17,315)	(17,315)	(17,315)	(17,315)
	量の見込みの算出方法	計画期間中の3～5歳児の「年齢別推計児童数」に、令和6年度の3～5歳児人口に対する幼稚園及び認定こども園(1号認定)の「入園割合」(34.2%)を乗じた数値に、保育(2号及び3号認定)需要の伸びの反動に伴う「減少率」(△2.9%)を乗じて算出した。					
	確保の考え方	既存の確保量が量の見込みを上回っていることに加え、多くの施設が園バスを運行して広域な需要に対応していることから、既存施設で対応可能と考えられる。 既存の保育園が認定こども園へ移行する場合における教育(1号認定)の定員数については、保育(2号及び3号認定)の定員数を維持することを条件とし、1号認定に変更する在園児数に一定の定員数(10人)を加えた数を上限に、認可・認定する。 「確保方策」の()内の数値は、現時点において統廃合予定の公立幼稚園分を反映した定員数であり、量の見込みの減少に対しては、幼児教育・保育ビジョンに基づき、公立幼稚園の統廃合を基本に対応する。					
2号認定	必要利用定員総数 (量の見込み) ㉑	中学校区 単位	16,602	16,305	15,641	14,975	14,356
	確保方策 ㉒		(18,046)	(17,952)	(17,952)	(17,952)	(17,952)
3号認定	必要利用定員総数 (量の見込み) ㉓	中学校区 単位	11,147	10,695	10,480	10,349	10,310
	確保方策 ㉔		12,753	12,729	12,729	12,729	12,729
	特定教育・保育施設		(11,728)	(11,704)	(11,704)	(11,704)	(11,704)
	特定地域型保育事業		1,025	1,025	1,025	1,025	1,025
2号・3号認定	量の見込み (㉑+㉓)		27,749	27,000	26,121	25,324	24,666
	確保方策 (㉒+㉔)		30,799	30,681	30,681	30,681	30,681
	量の見込みの算出方法	計画期間中における地区別の0～5歳児の「年齢別推計児童数」に、過去10年間(平成27年度～令和6年度)の要保育率(入園申込児童数÷年齢別児童数)等から算定した計画期間中における地区別の「推計要保育率」を乗じて算出した。					
	確保の考え方	本市全体では既存の確保量が量の見込みを上回っていることから、既存施設で対応可能と考えられるが、大規模マンションの建設などに伴う保育需要の増加により、提供区域において定員の不足が見込まれる場合は、既存施設の効率的な利用に重点を置いて確保方策を講じる。 具体的な確保方策については、不足見込数、近隣の既存施設(幼稚園等)の有無、近隣提供区域の余剰定員の有無などを踏まえ、既存施設の定員変更、既存施設の分園・増築整備、既存の幼稚園の認定こども園化、既存の認可外保育施設の認可化等により対応する。これらの確保方策では十分な対応が図れない場合は、新規整備によって対応する。 また、既存の確保量が量の見込みを上回っている提供区域において、既存の幼稚園が認定こども園へ移行する場合、保育(2号及び3号認定)の定員数については、2号又は3号認定に変更する在園児数に一定の定員数(10人)を加えた数を上限に、認可・認定する。 「確保方策」の()内の数値は、現時点において統廃合予定の公立保育園分を反映した定員数であり、量の見込みの減少に対しては、幼児教育・保育ビジョンに基づき、公立保育園の定員削減・統廃合を基本に対応する。					

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要）及び確保方策（供給）

※ 既存の確保量が量の見込みを上回っている場合は、「量の見込み」と「確保方策」を同値としている。

	事業名 〔 〕は本市事業名	区分	提供 区域	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1	時間外保育事業 〔延長保育事業〕 【P. 109】	量の見込み	中学校区 単位	人	2,152	2,093	2,025	1,963	1,912
		確保方策		人	2,152	2,093	2,025	1,963	1,912
		量の見込みの 算出方法	計画期間中における各年度の通常保育(2号及び3号認定)の「量の見込み」に、令和6年度の利用実績(延長保育の4月初日在籍児童数)を令和6年度の入園児童数で除して算定した「利用率」(7.8%)を乗じて算出した。						
		確保の考え方	既存の確保量が量の見込みを上回っており、需要に対応していることから、既存施設の延長保育事業の受入定員を維持することで対応可能と考えられる。						
2	病児保育事業、 子育て援助活動 支援事業(病児・ 病後児) 〔①病児・病後児保 育事業、②ファミリ ー・サポート・セン ター事業(病児・病 後児)〕 【P. 112】	量の見込み	全市 単位	人日	13,845	13,471	13,033	12,636	12,308
		確保方策		人日	13,845	13,471	13,033	12,636	12,308
		①病児・病後児 保育事業		人日	13,797	13,424	12,987	12,591	12,264
		②ファミリー・サ ポート・センター 事業		人日	48	47	46	45	44
		量の見込みの 算出方法	【病児・病後児保育事業】 計画期間中における各年度の通常保育(2号及び3号認定)の「量の見込み」に、過去4年間(令和2年度～令和5年度)の利用実績を基に算定した令和6年度の利用者見込数を令和6年度の保育園等の入園申込児童数で除して算定した「利用率」(49.7%)を乗じて算出した。 【ファミリー・サポート・センター事業(病児・病後児)】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度の「利用実績」(52人)に、過去6年間(平成30年度～令和5年度)の年齢別児童数(0～13歳)の「平均減少率」(△1.7%)を乗じた数値に、計画期間中の年齢別推計児童数(0～13歳)の「平均減少率」(△3.0%)を乗じて算出した。						
		確保の考え方	【病児・病後児保育事業】 既存の確保量が量の見込みを上回っており、需要に対応していることから、既存施設の定員を維持することで対応可能と考えられる。 なお、利用が集中する時期等には受入れできない児童もいることから、医療機関に付設する実施施設の増加を図る。 【ファミリー・サポート・センター事業(病児・病後児)】 現行の事業実施体制で対応可能であると考えられる。 なお、より幅広い地域やニーズに対応できるよう、提供会員数の増加を図る。						
3	一時預かり事業 (幼稚園型) 〔預かり保育事業〕 【P. 113】	1号 認定	全市 単位	人日	50,912	46,874	45,398	44,172	43,147
		確保方策		人日	50,912	46,874	45,398	44,172	43,147
		2号 認定		人日	502,482	485,782	470,490	457,783	447,161
		確保方策		人日	502,482	485,782	470,490	457,783	447,161
		量の見込みの 算出方法	計画期間中の各年度の「年齢別推計児童数」に、過去4年間(令和2年度～令和5年度)の利用実績を基に算定した令和6年度の延べ利用者見込数を令和6年度の就学前児童数で除して算定した「利用率」(1,115.6%)を乗じて算出した。						
		確保の考え方	既存の確保量が量の見込みを上回っており、需要に対応していることから、既存施設の一時的預かり事業の受入れ定員を維持することで対応可能と考えられる。						

	事業名	区分	提供区域	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
4	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)、子育て援助活動支援事業(一時預かり) 〔①一時預かり事業、②ファミリー・サポート・センター事業(一時預かり)〕 【P.114】	量の見込み	中学校区単位	人日	22,235	21,458	20,793	20,211	19,695	
		確保方策		人日	22,235	21,458	20,793	20,211	19,695	
		①一時預かり事業		人日	14,641	14,092	13,648	13,280	12,972	
		②ファミリー・サポート・センター事業		人日	7,594	7,366	7,145	6,931	6,723	
		量の見込みの算出方法	【一時預かり事業】 計画期間中の各年度の「年齢別推計児童数」に、過去4年間(令和2年度～令和5年度)の利用実績を基に算定した令和6年度の利用者見込数を令和6年度の就学前児童数で除して算定した「利用率」(29.5%)を乗じて算出した。 【ファミリー・サポート・センター事業(一時預かり)】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度の「利用実績」(8,212人)に、過去6年間(平成30年度～令和5年度)の年齢別児童数(0～13歳)の「平均減少率」(△1.7%)を乗じた数値に、計画期間中の年齢別推計児童数(0～13歳)の「平均減少率」(△3.0%)を乗じて算出した。							
		確保の考え方	【一時預かり事業】 既存の確保量が量の見込みを上回っており、需要に対応していることから、既存施設の一時預かり事業の受入定員を維持することで対応可能と考えられる。 なお、利用が集中する時期等には受入れできない児童もいることから、実施施設の増加を図る。 【ファミリー・サポート・センター事業(一時預かり)】 現行の事業実施体制で対応可能であると考えられる。 なお、より幅広い地域やニーズに対応できるよう、提供会員数の増加を図る。							
5	利用者支援に関する事業 〔①地域子育て相談機関、②保育サービス相談事業、③こども家庭センター〕 【P.119】	量の見込み	行政区単位	か所	24	24	24	39	54	
		確保方策		か所	24	24	24	39	54	
		①地域子育て相談機関			16	16	16	31	46	
		②保育サービス相談事業			8	8	8	8	8	
		③こども家庭センター								
		量の見込みの算出方法	【地域子育て相談機関】 中学校区単位での設置を基本としつつも、主に利用が想定される未就学児の1中学校区当たりの平均的人数である、おおむね1,100人ごとに1か所設置する。未就学児の人数が1,100人に満たない中学校区は、地理的条件や日常的な生活圏域などを考慮し、近隣の中学校区と統合して1つの区域として設置する。 【保育サービス相談事業・こども家庭センター】 各区役所で実施していることから、区役所の箇所数を計画値とする。							
確保の考え方	【地域子育て相談機関】 既存の公募型常設オープンスペースなどで実施する。 【保育サービス相談事業・こども家庭センター】 各区役所で実施しており、今後も継続して実施する。									

	事業名	区分	提供 区域	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(5)	利用者支援に関する事業 〔妊婦等包括相談支援事業〕 【P.119】	量の見込み	行政区 単位	人	21,738	20,718	19,749	18,825	17,943
		確保方策		—	保健師 102 人及び助産師 40 人に加え、民生委員・児童委員 1,996 人で対応する。				
		量の見込みの 算出方法	令和 5 年度の妊娠届出数に過去 5 年間(令和元年度～令和 5 年度)の平均減少率(△4.7%)を乗じて算定した「妊娠届出の見込者数」に、1 組当たりの面談等での「相談回数」(3 回)を乗じて算出した。						
		確保の考え方	各区地域支えあい課の保健師に加え、助産師及び民生委員・児童委員で対応する。						
6	放課後児童健全育 成事業 〔放課後児童クラ ブ事業〕 【P.121】	量の見込み	小学校区 単位	人	13,238	13,202	13,042	12,936	12,889
		確保方策		人	13,238	13,202	13,042	12,936	12,889
		量の見込みの 算出方法	学校ごとの「学年別推計児童数」に、過去 5 年間(令和 2 年度～令和 6 年度)の利用実績の伸び率等を基に算定した計画期間中の「利用率」を乗じて算出した。						
		確保の考え方	小学校の余裕教室の活用やグラウンド内へのプレハブ整備による公設の放課後児童クラブのクラス増設、民間事業者が運営する放課後児童クラブに対する補助により、提供体制を確保する(放課後子供教室による一体的な実施を含む。)						
7	子育て短期支援 事業 〔子育て短期支援 事業(ショートステ イ)〕 【P.129】	量の見込み	全市 単位	人日	1,353	1,484	1,628	1,784	1,953
		確保方策		人日	1,353	1,484	1,628	1,784	1,953
		量の見込みの 算出方法	令和 5 年度の「利用実績」(1,184 人)に、過去 5 年間(令和元年度～令和 5 年度)の各区こども家庭センター等における虐待対応件数の「平均増加率」(12.4%)を乗じ、利用勧奨・措置の「見込数」(22 人)を加えた数値に、計画期間中の年齢別推計児童数の「年度別減少率」(△2.4%～△2.6%)を乗じて算出した。						
		確保の考え方	事業を実施する受入施設等の増加を図り、提供体制を確保する。						
8	乳児家庭全戸訪 問事業 〔こんにちは赤ち ゃん事業、家庭訪問 指導事業〕 【P.129】	量の見込み	行政区 単位	人日 (%)	7,036 (94.8)	6,939 (95.6)	6,969 (96.4)	6,999 (97.2)	7,028 (98.0)
		確保方策		—	民生委員・児童委員 1,996 人に加え、助産師 40 人及び保健師 83 人で対応する。				
		量の見込みの 算出方法	計画最終年度の令和 11 年度に、入院や施設入所、里帰り中などの理由により家庭訪問が困難な家庭(2%程度)を除き、乳児がいる全ての家庭を訪問するよう、令和 5 年度の訪問実績率(93.3%)から段階的に高めた「訪問率」に、「0 歳児推計児童数」を乗じて算出した。						
		確保の考え方	民生委員・児童委員に加え、助産師及び各区地域支えあい課の保健師で対応する。						
9	養育支援訪問事 業及び要保護児 童対策地域協議 会その他の者によ る要保護児童等 に対する支援に資 する事業 〔子育て世帯訪問 支援事業〕 【P.131】	量の見込み	全市 単位	回 (世帯)	124 (12)	136 (13)	149 (14)	163 (15)	178 (16)
		確保方策		か所	12	12	12	12	12
		量の見込みの 算出方法	令和 5 年度の「利用実績」(97 人)に、過去 5 年間(令和元年度～令和 5 年度)の各区こども家庭センター等における虐待対応件数の「平均増加率」(12.4%)を乗じ、利用勧奨・措置の「見込数」(15 人)を加えた数値に、計画期間中の年齢別推計児童数の「年度別減少率」(△2.4%～△2.6%)を乗じて算出した。						
		確保の考え方	現行の事業実施体制で支援ニーズに対応可能であることから、現行の委託事業所(介護事業所等)の数(12 か所)を維持し、事業実施体制を確保する。						

	事業名	区分	提供 区域	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(9)	養育支援訪問事業 及び要保護児童対 策地域協議会その 他の者による要保 護児童等に対する 支援に資する事業 〔親子関係形成支援 事業〕 【P.131】	量の見込み	全市 単位	人	16	16	16	16	16
		確保方策		人	16	16	16	16	16
		量の見込みの 算出方法	令和 6 年度の半年間のモデル事業での支援プログラムの定員(8 人)を基にし、年 間の事業対象者を 16 人として算出した。						
		確保の考え方	支援プログラムを実施するための専門的な知識及び技術を有し、参加者の支援に 当たり関係機関等と連携を図ることができる委託事業所(社会福祉法人等)に委託 して実施する。						
10	地域子育て支援 拠点事業 〔地域子育て支援拠 点事業（常設オープ ンスペース）〕 【P.132】	量の見込み	行政区 単位	人日	111,077	109,078	107,115	105,187	103,294
		確保方策		か所	24	24	24	24	24
		直営型		か所	8	8	8	8	8
		公募型		か所	16	16	16	16	16
		量の見込みの 算出方法	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成 30 年度の「利用実績」 (118,352 人)に、過去 6 年間(平成 30 年度～令和 5 年度)の年齢別児童数(0～2 歳児) の「平均減少率」(△3.8%)を乗じた数値に、計画期間中の年齢別推計児童数(0～2 歳児)の「平均減少率」(△1.8%)を乗じ、ニーズ調査結果を基に算定した「地域子 育て相談機関」の設置に伴い増加が見込まれる「利用人数」を加えて算出した。						
		確保の考え方	現行の常設オープンスペース設置数(24 か所)を維持し、事業実施体制を確保す る。 また、市民により身近な場所で支援を行えるよう、既存の公募型常設オープンス ペースの機能強化(出張ひろば等、付加的事業の実施)や、地域の子育てオープンス ペースへの支援を実施していく。						
11	子育て援助活動 支援事業（放課後 利用） 〔ファミリー・サポ ート・センター事業 （放課後利用）〕 【P.134】	量の見込み	全市 単位	人日	1,559	1,512	1,467	1,423	1,380
		確保方策		人日	1,559	1,512	1,467	1,423	1,380
		量の見込みの 算出方法	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成 30 年度の実績(1,669 人)に、 過去 6 年間（平成 30 年度～令和 5 年度）までの年齢別児童数(6～13 歳)の平均減 少率(△0.7%)を乗じて算出した数値に、計画期間中の年齢別推計児童数(6～13 歳) の平均減少率(△3.0%)を乗じて算出した。						
		確保の考え方	現行の事業実施体制で対応可能であると考えられる。 なお、より幅広い地域やニーズに対応できるよう、提供会員数の増加を図る。						

	事業名	区分		提供 区域	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
12	妊婦に対して健康 診査を実施する 事業 〔妊婦健康診査事 業〕 【P.134】	量の見込み		全市 単位	人 (回)	7,246 (92,680)	6,906 (88,414)	6,583 (84,344)	6,275 (80,461)	5,981 (76,758)
		確保方策			—	実施場所：市内産婦人科医療機関等 受診回数（国が定める望ましい基準の健診回数）： 単胎妊婦については14回 23 週まで　：4 週間に 1 回　計 4 回 24～35 週　：2 週間に 1 回　計 6 回 36 週～分娩：1 週間に 1 回　計 4 回 多胎妊婦については追加で 5 回（計 19 回） 予定日を超過して妊婦健診が必要な妊婦に については上限なし 検査項目：国が定める望ましい基準の検査項目				
		量の見込みの 算出方法			令和 5 年度の妊娠届出数に過去 5 年間(令和元年度～令和 5 年度)の妊娠届出数の平均減少率(△4.7%)を乗じて算出した「受診人数」に、国が示す「望ましい受診回数」(14 回)を乗じた数値から、死産や早産など対象外となる「受診回数」を差し引き、令和 6 年 4 月から令和 6 年 6 月までの実績を基に算定した予定日を超過した妊婦健診の「受診回数」を加えて算出した。					
		確保の考え方			国が示す望ましい基準の健診について、すべての妊婦が受診できるよう、体制及び受診回数、検査項目を確保する。					
13	乳児等通園支援事 業 〔こども誰でも通園 制度〕 【P.135】	量の見込み		全市 単位	時間	9,834	10,904	12,900	14,942	17,005
		確保方策			時間	14,348	14,948	15,548	15,548	17,005
		量の見込みの 算出方法		年齢別推計児童数を基に算定した「対象児童数」に、「利用上限時間数」(10 時間)を乗じた数値に、令和 6 年度の試行的事業の利用率(12%)が計画最終年度の令和 11 年度に倍増するよう段階的に高めた「利用率」を乗じて算出した。						
		確保の考え方		現時点で確認している令和 7 年度の受入可能時間数が量の見込みを上回っており、対応可能と考えられる。 なお、ニーズの増加に対応できるよう、事業を実施する施設や定員の増加等を図る。						
14	産後ケア事業 〔産後ケア事業〕 【P.136】	量の見込み	宿泊 型	全市 単位	日	613	630	647	666	684
			デイ ケア 型			208	265	337	428	544
		確保方策	宿泊 型	か所	11	12	13	14	16	
			デイ ケア 型		10	11	12	14	15	
		量の見込みの 算出方法		令和 5 年度の「利用実績」(宿泊型：延べ 596 日、デイケア型：延べ 164 日)に、令和 4 年度から令和 5 年度の「伸び率」(宿泊型：2.8%、デイケア型：27.1%)を乗じて算出した。						
		確保の考え方		委託する産後ケア事業所数(医療機関及び助産所)を現状(宿泊型 10 か所、デイケア型 9 か所)から増加することにより、事業実施体制の充実を図る。						